

**「明治期の神戸三大土木事業・遺産の魅力発信事業」企画運営業務
公募型プロポーザル募集要項**

1 目 的

この業務は、明治期の神戸三大土木遺産を一体的に発信、受入態勢を整備して県民のシビックプライドの醸成と地域の賑わい創出を図るとともに、近年課題となっている土木・建築職の担い手確保に資する事業の展開を目的とする。

この業務の執行にあたっては、民間事業者の知識やノウハウ等を活用するため、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集する。

2 募集概要

(1) 業務名

「明治期の神戸三大土木事業・遺産の魅力発信事業」企画運営業務

(2) 業務内容

別添「「明治期の神戸三大土木事業・遺産の魅力発信事業」企画運営業務 仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 委託料の上限

7,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 上記金額の範囲内で、効率的かつ効果的な業務を企画提案するものとする。なお、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額と異なる場合がある。

(5) スケジュール

令和7年7月16日（水）募集要項等の公表・配布、応募・質問書の受付開始

7月24日（木）質問書の提出期限

7月31日（木）質問書に対する回答の期限

8月8日（金）応募期限

8月中旬～下旬 審査結果通知、契約締結、事業開始

3 応募者資格

本プロポーザルに応募することができる者は、単独企業等又は本業務受託のために複数の企業で組織された共同企業体（以下「JV」という。）とする。

(1) 単独企業等の場合

- ① 法人その他の団体又は個人事業主であって、当該業務に関する専門知識・ノウハウを有し、かつ当該業務を適切に遂行できる能力を有していること。
- ② 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- ③ 業務の実施に当たり、兵庫県神戸県民センターとの協議等に柔軟かつ真摯に対応できること。
- ④ 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の指名停止基準に基づく指名停止の資格制限を受けている者

- イ 応募書類（５（１）に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- エ 兵庫県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

（２）JV の場合

- ① 全ての構成員が、３（１）①～④に掲げる要件を満たしていること。
- ② 各構成員が、本プロポーザルに関して他の JV の構成員を兼ねておらず、単独企業等での応募もしていないこと。

4 募集要項等の公表・配布

（１）公表・配布開始日

令和 7 年 7 月 16 日（水）

（２）公表・配布方法

兵庫県ホームページに掲載 (<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kok12/2025sandaidoboku.html>)

※ 郵送、メール送信などを希望する場合は、10 に記載の事務局に電話連絡またはメールのうえ手続を開始すること。

5 応募方法

本プロポーザルへの応募は、５（１）の書類の提出により行う。

（１）応募書類

番号	書 類 名	様 式	部 数
①	プロポーザル応募申込書	様式 1	正本 1 部
②	会社概要（応募者の概要を説明する資料） ※JV で応募する場合は全ての構成員分を提出すること	様式 2	正本 1 部
③	企画提案書（A 4 サイズ・片面・長編綴じ） ア 表紙・目次 イ 企画提案 ウ 業務実施体制図（指揮系統がわかるように） エ 業務実施工程表 オ 類似業務の実績 カ 経費積算見積書	任 意	正本 1 部 副本 7 部 ※電子メール 等でデータ (PDF) も 提出
④	納税証明書（発行後 3 か月以内のもの） ア 兵庫県の県税事務所が発行する「納税証明書（３）」 ※県内に事業所を有していない等の理由により、兵庫県税の課税実績がない場合は、様式 3 の誓約書を提出すること イ 税務署が発行する「納税証明書（その 3 の 2）個人用」 または「納税証明書（その 3 の 3）法人用」 ※JV で応募する場合は全ての構成員分を提出すること	—	正本 1 部

⑤	財務諸表（直近 1 か年のもの）【法人の場合のみ】 ア 貸借対照表 イ 損益計算書 ウ 株主資本等変動計算書 ※JV で応募する場合は全ての構成員分を提出すること	任 意	正本 1 部
⑥	共同企業体届出書【JV で応募する場合のみ】	様式 4	正本 1 部
⑦	物品関係入札参加資格審査結果通知書（写） ※ 兵庫県物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されていない者については、補足資料（応募者資格確認資料）を参照のこと。	—	正本 1 部

（２）応募にあたっての留意事項

- ① 応募は、各法人等 1 件に限る。
- ② 使用する文字は、原則 12 ポイント以上とすること（図表や注釈等は除く）。
- ③ 提出期限後の応募書類の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ④ 応募書類の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。
- ⑤ 応募書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。
- ⑥ 応募書類は審査のためにのみ使用し、審査結果にかかわらず応募者に返却しない。
- ⑦ 応募書類の内容について、公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表することがある。
- ⑧ 応募書類 5（１）③の各書類は、全て片面印刷（A 4 サイズ・長辺綴じ）で作成すること。
表紙の次のページは目次とし、表紙、目次を除きページ番号を一連でつけること。散逸しないようにホッチキス等で製本し提出すること。

（３）提出先

10 に記載の事務局

（４）提出方法

持参又は郵送による（郵送の場合は配達したことを証明できるものに限る）

※ 持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く各日の午前 9 時から午後 5 時まで

（５）提出期限

令和 7 年 8 月 8 日（金）午後 5 時（必着）

※ 提出期限後に到着した応募書類は無効

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、「質問書」（様式 5）により提出すること。

（１）受付期間

令和 7 年 7 月 16 日（水）から 7 月 24 日（木）午後 5 時まで

（２）提出方法

電子メールにより 10 に記載の事務局へ提出（E-mail：kobe_kem@pref.hyogo.lg.jp）

（３）留意事項

件名に“「明治期の神戸三大土木事業・遺産の魅力発信事業」企画運營業務に関する質問書”と記載すること。

（４）質問に対する回答

7 月 31 日（木）午後 5 時までに、全ての質問者に同一の回答をメールで送付するとともに、

兵庫県ホームページに回答を掲載する。

なお、関係者などへの確認を要する質問等については、期限までに回答できないこともある（その場合は期限までに回答できない旨の連絡をする）。

7 審 査

（１）審査の方法

- ① 審査委員会を設置し、応募書類の書面審査を行い、業務を委託する当選者を決定する。
- ② 委員は、7（２）審査・評価基準のⅠ．審査点に基づき 100 点満点で審査を行った後、7（２）審査・評価基準のⅡ．評価点に基づき各委員において応募者の評価を行い、評価点の合計が最も高い応募者を当選者とする。ただし、最高点の者が複数いる場合は、委員の合議により決定する。
- ③ 本プロポーザルの応募者が 1 者の場合においても審査を実施するものとし、算出された結果を参考の上、委員の協議により総合的に評価を行い、その結果、高い評価に値すると判断された場合には、当該事業者を当選者とする。

（２）審査・評価基準

Ⅰ．審査点

審査項目		審査基準	配点
企画力	見学ツアー	・三大土木遺産それぞれの魅力を効果的に体験できる周遊コースの企画提案となっているか	20 点
	広報発信	・後年にわたり、可能な限り多くの人に訴求できるような提案となっているか	15 点
	パネル展	・三大土木遺産それぞれの魅力を効果的に P R できるような提案となっているか	15 点
遂行力	体制・工程	・本業務を確実に遂行するための組織体制を有しているか ・本業務を遂行するための工程は妥当であるか	10 点
	実現性	・過去に類似業務の実績があり、本業務の確実な遂行が見込まれるか	10 点
	経費	・本業務の内容に見合った適切な見積りとなっているか	10 点
全体評価	有効性	・目的に沿った効果的な提案となっているか	20 点
合 計			100 点

Ⅱ．評価点

各委員における応募者の順位に応じて評価（順位はⅠ．審査点により決定）	
1 位：5 点 2 位：3 点 3 位：1 点 4 位以下：0 点 （ただし、同順位の場合は、高い方の順位の点とする。）	

（３）審査結果

審査結果は、応募者全員に文書で通知するとともに、兵庫県ホームページで公表する。

（４）審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外する。

- ① 他の応募予定者と提案内容について相談すること。
- ② 他の応募予定者に対して提案内容を意図的に開示すること。

- ③ 応募書類に虚偽の記載を行うこと。
- ④ その他審査に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ⑤ 3に定める応募者資格の要件を満たさなくなること。

8 契約手続き

- (1) 当選者と兵庫県神戸県民センターは、企画提案の内容や審査結果等をもとに協議・調整の上、仕様書の内容を確定し契約を締結する。その際、企画内容や金額を一部変更する場合がある。なお、協議が整わない場合又は当選者が契約を辞退した場合は、審査結果の評価が次点の者と協議を行う。
- (2) 契約の相手方は、8（1）の協議・調整をした業務の内容を記載した業務実施計画書を兵庫県神戸県民センターに提出すること。なお、業務の実施にあたっては、業務実施計画書、委託契約書及び委託業務仕様書に従うこと。
- (3) 契約の相手方が委託契約書に記載する条項に違反した時は、兵庫県神戸県民センターは当該委託契約の全部または一部を解除し、委託料の支払いを停止し、又は契約の相手方に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (4) 契約金額の支払いについては、原則、精算払とする。

9 その他留意事項

- (1) 応募を取り下げる場合は、辞退届（様式6）を提出すること。
- (2) 契約の相手方は、当該業務の業務実施報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。
- (3) 当選者は、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する。ただし、同項ただし書き各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

10 事務局

兵庫県神戸県民センター県民躍動室 総務防災課（企画防災担当）雲田
〒653-8767 神戸市長田区二葉町5-1-32（新長田合同庁舎7階）
電話 078-647-9107（直通）
メール kobe_kem@pref.hyogo.lg.jp

補足資料（応募者資格確認資料）

「明治期の神戸三大土木事業・遺産の魅力発信事業」企画運營業務
公募型プロポーザル募集要項（応募者資格確認資料）

兵庫県物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されていない者については、応募書類「物品関係入札参加資格審査結果通知書（写）」に代えて、下記書類一式を提出すること。

記

	提出書類	備 考 (押印廃止に伴い、書類は全て原本・コピーどちらでも可)	必要の有無	
			法人	個人
1	商業登記簿謄本 [登記（履歴または現在）事項証明書]	発行後 3 か月以内のもの ※会社が所在する法務局で発行 ※日本国内に商業登記がない外国法人の場合、本国の管轄官庁が発行する証明書及び、その日本語訳文	○	—
2	身分証明書（禁治産者、準禁治産者、及び破産者でないことの証明書）	発行後 3 か月以内のもの ※代表者の本籍地である市区町村で発行 ※外国人の場合は市区町村で発行している住民票のコピー	—	○
3	登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人、被補助人でないことの証明書）	発行後 3 か月以内のもの ※東京法務局又は全国の法務局・地方法務局で発行（県内は神戸法務局本局のみ）	—	○
4	兵庫県税納税証明書（3）	発行後 3 か月以内のもの 対象税目：兵庫県税（個人県民税及び地方消費税を除く） ※兵庫県の県税事務所で発行 ※県内に事業所がある→非課税業者であっても提出必要 県内に事業所がない→提出不要	○	○
5	消費税納税証明書その 3	発行後 3 か月以内のもの 対象税目：消費税（消費税及び地方消費税） ※本店所在地を所管する税務署で発行 ※法人は「その 3 の 3」、個人は「その 3 の 2」でも可 ※その 1 は不可	○	○
6	損益計算書、貸借対照表 （前年度（直前決算期）の決算書類（1 か年分））	※申請日以前で決算が確定しているもの ※営業開始から 1 年を経過せず、決算を行っていない場合は提出不要	○	—
7	前年度（直前決算期）の所得稅確定申告書のコピー （1 か年分）	※申請日以前で決算が確定しているもの ※営業開始から 1 年を経過せず、決算を行っていない場合は提出不要	—	○